

■農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備

(事業名)	事業主体	県
県営農村環境整備事業		

■事業の目的

農業水利施設を利用した小水力発電施設の整備により、土地改良施設等に要する維持管理の負担軽減や、低炭素社会づくりの促進を図る。

■事業のポイント


- 土地改良施設等の維持管理費軽減やCO₂の排出削減のため、国庫補助を活用した小水力発電施設の整備が可能

■事業内容


小水力発電整備型	
概略計画	小水力発電の導入に当たり必要となる概略的な計画の作成
導入支援	小水力発電の事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討
施設整備	農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備

■施工事例

小水力発電整備型（発電所）



➔



実施前
実施後

小水力発電整備型



水車



除塵機

■対象地域

県下全域

■採択要件

小水力発電整備型	
概略計画	・速やかに小水力発電施設の整備又は更新を予定していること。
導入支援	・概略設計等により、小水力発電所の可能性の検討がなされるなど、小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること。
施設整備	・電力供給対象施設が土地改良施設等であって、土地改良区等が管理する施設、または農業農村振興に資する施設であること。 ・発電施設の建設単価及び発電原価が売電単価から見て相当な水準であること。

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：

区 分		国	県	地元
小水力発電整備型	概略計画	定額	補助残	—
	導入支援	50%	50%	—
	施設整備	50%	25%	25%

■農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備

(事業名)	事業主体	県
小水力発電施設整備事業		

■事業の目的

農業水利施設を活用した小水力発電施設による地域資源の有効活用することにより、農業用施設や地域振興施設の維持管理費の削減、地域の活性化を図る。

■事業のポイント

- 国庫補助事業では売電収益の充当対象とならない地域振興施設の電気代の他、6次産業化等の農村振興活動費への充当が可能
- 既設取水施設の取水能力を最大限に活用する発電導水量の拡大が可能

■事業内容

小水力発電整備型	
概略計画	・小水力発電の可能性判断に当たり必要となる概略的な計画の作成
基本設計	・小水力発電の事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討
施設整備	・農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備

■施工事例

小水力発電施設整備



発電所（イメージ）



水車・発電機（イメージ）

■対象地域

県下全域

■採択要件

小水力発電整備型	
概略計画	・概ね20kW以上の発電規模が見込まれること。
基本設計	・概略設計等により、小水力発電所の可能性の検討がなされるなど、小水力発電施設を設置した場合の経済性を検討することが適当と認められること。
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・売電収益の充当対象が①土地改良施設等の維持管理費、②農業農村振興に資する公的施設の電気代、③地域振興に資する公的施設の電気代、④農村振興に資する活動費であること（③と④の合計額が、①と②の合計額を上回らないこと）。 ・発電施設の建設単価及び発電原価が売電単価から見て相当な水準であること。

■事業主体及び負担区分

事業主体：県

負担区分：

区 分	県	地元	備 考
概略計画	100%	—	
基本設計	100%	—	
施設整備	50% < 2 / 3 > (75%)	50% < 1 / 3 > (25%)	< >は H26・H27 年度までに概略計画策定済の地区 ()は、H25 年度までに概略計画策定済みの地区 ただし、④に充当する場合は県 2 / 3 地元 1 / 3

■農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備

(事業名)	事業主体	市町村 土地改良区 農業協同組合
小水力発電活用支援事業		

■事業の目的

農業水利施設を活用した小水力発電による再生可能エネルギーの幅広い活用を促し、地域農業の振興及び農村生活環境の改善を図る。

■事業のポイント

- 小水力発電による売電収益を農村地域の振興への多様な用途に活用できるよう、活用範囲を拡大（県営事業の用途先に加え、営農に必要な施設の電気代や農村集落の生活環境維持に必要な公共活動費などに充当可能とした。）
- 中山間地域では補助率を5%嵩上げ

■事業内容

① 地域振興支援型	発電する電力や売電収益を活用し、地域農業の振興及び農村生活環境の改善に資することを目的に設置する小水力発電施設の整備
② 防災機能支援型	災害時の避難所となりうる施設に非常用電源として電力供給するために必要な小水力発電施設及び蓄電施設の整備
③ 協議会支援型	県協議会が行う小水力発電施設の導入促進に必要な取組及び、諸問題を検討するための取り組みへの活動支援

■施工事例

小水力発電施設整備（地域振興支援型）



発電所



水車・発電機

小水力発電施設整備（防災機能支援型）



水車



蓄電・配電装置

■対象地域

県下全域

■採択要件

① 地域振興支援型	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費に見合う効果が見込まれること（総費用便益比1.0以上）。 ・小水力発電利用計画を策定すること（売電収益の活用範囲に要件有り）。 <p>また、市町村長は、利用計画の策定について必要な指導と調整を行うこと。</p>
② 防災機能支援型	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所となりうる施設の付近を流れる農業水利施設に設置すること。 ・別途定める蓄電容量に対して十分な発電が発揮できるものであること。
③ 協議会支援型	<ul style="list-style-type: none"> ・県協議会員が行う取組に対する補助に限る。

■事業主体及び負担区分

事業主体：市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合

負担区分：

区 分	県
① 地域振興支援型	(55%)
② 防災機能支援型	50%
③ 協議会支援型	定額

※（ ）内は中山間地域

■農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用した環境教育への支援

(事業名) 小水力発電施設環境教育推進事業	事業主体 土地改良区 農業協同組合 農業法人、NPO 法人等
---------------------------------	---

■事業の目的

農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用して環境教育を実施する団体を支援することにより、「脱炭素社会ぎふ」を支える人づくりを推進する。

■事業のポイント

- 小水力発電施設を活用した環境教育を行う中で、地域住民等の脱炭素の認識が向上。
- 地域団体等へ事業主体の範囲を広げ、地域主導で脱炭素の取組みを実施。

■事業内容

・応募団体が農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用して実施する環境教育に要する経費の補助

■施工事例

小水力発電施設環境教育推進事業



実施イメージ



実施イメージ

■対象地域

県下全域

■採択要件

- ・環境教育を実施する小水力発電施設は、県内の農業水利施設や身近な水路等に設置されたものであること。
- ・実施する事業が、他の補助金又は交付金の対象とならないこと。
- ・事業主体は、事業の実施にあたり、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業である旨を表示するよう努めるものとする。

■事業主体及び負担区分

事業主体：土地改良区、農業協同組合、農業法人、NPO法人等

負担区分：

区 分	県	地元	備 考
環境教育	定額	—	補助金額は1事業あたり50万円を上限とする。